

18. 内需拡大に関する対策

昭和60年10月15日

経済対策閣僚会議

我が国経済を取り巻く国際情勢をみると、米国の経済成長率の鈍化、巨額の貿易赤字の継続、欧州の高失業率等を背景に、保護貿易主義の圧力は非常に高まりをみせている。

我が国経済は、民間設備投資は着実に増加しており、個人消費も緩やかながら着実に増加しているが、住宅建設はこのところ動きが緩やかである。一方、輸出は高水準で横ばいとなっている反面、輸入は足踏み状態にあり、経常収支は引き続き大幅な黒字が続いている。

このような情勢の下、政府は、我が国の経済力にふさわしい役割と責任を果たすという観点から、「市場アクセス改善のためのアクション・プログラム」を策定するとともに、その実施のスケジュールを早め、確実に実行に移しつつあるところであり、また、政府開発援助(OI A)の第3次中期目標を設定したところである。

さらに、保護貿易主義を抑止し世界経済の安定と持続的な発展を図るためには、国際的な協調行動が必要であり、この一環として先月先進5か国蔵相会議が開催され、為替レートの適正化のための密接な協力を図ることなどが合意された。その結果、ドル高は是正の方向に向かっている。

こうした中で、我が国としては、経済の拡大均衡を通じて経済摩擦の解消を目指すため、市場開放を推進するとともに、円高の定着を図りつつ、内需拡大に努力し、それらを通じて、対外不均衡の是正に積極的に取り組むことが要請されている。

政府としては、このような認識の下に、円レートの動向とその国内経済に及ぼす影響に適切な注意を払いつつ弾力的な政策運営を行うとともに、民間活力を最大限に活用することを基本として内需拡大を図るため、下記の諸施策を実施する。また、内需拡大策のうち、予算、税制措置を伴う施策については、今後の予算編成、税制改正の過程で検討するものとする。

記

1. 当面早急に実施する対策

内需拡大の当面の対策として、早急に以下の諸措置をとることとする。

(1) 民間住宅投資・都市開発の促進

① 住宅金融公庫の特別割増貸付制度の実施、貸付枠の追加

住宅建設の促進、居住水準の向上を図るため、住宅の規模に応じた特別の割増貸付制度を実施することにより、住宅金融公庫の個人住宅等への貸付額を増額することとし、貸付枠の追加を行う（追加事業規模5千億円程度）。

また、下期の受付期間の拡大を行うこととし、上記の対策の効果の十全な発揮を図ることとする。

② 宅地開発の円滑化

宅地の円滑な供給を図るため、宅地開発指図書類の行き過ぎの是正、繰引きの適切な見直しの早期完了及び保留解除の推進並びに市街化調整区域における開発許可の規模要件の引下げの実施につき、地方公共団体を指導する。

③ 都市開発の促進

都市開発を促進するため、市街地再開発事業等の積極的活用を図るとともに、特定街区制度、総合設計制度等を利用し優良なプロジェクトに対する個別的な容積率の割増しを積極的に行う。

また、大都市の中心部等の住宅地を良好な中高層住宅に向けて整備していく観点から、第一種住居専用地域の的確な見直しを行うよう地方公共団体を指導する。

④ 国公有地等の有効活用

都市部における国公有地等の有効活用を推進するため、これまで民間活力活用可能土地として国公有地278件、162.2ヘクタール、国鉄用地10件、30ヘクタールの選定を行ってきており、今後昭和60年度内において、国公有地69件、国鉄用地2件の処分に努める。

国公有地等の有効活用を推進するため、新都市拠点整備事業、特定住宅市街地総合整備促進事業の活用を図る。

なお、行政財産である土地の有効利用を図るため、私権の設定範囲の拡大について、所要政令の見直し、検討を進める。

⑤ 増改築等リフォームの促進

増改築等リフォームを促進するため、総合的なリフォーム供給体制の整備、関連する技術の開発・普及、情報提供等に努める。

⑥ 連絡推進体制の整備

住宅建設、都市開発等の諸施策を早期かつ的確に実施するため、関係省庁による連絡推進体制を整備する。

(2) 民間設備投資の促進

① 電気事業及びガス事業の設備投資の追加等

電気事業における送配電の高度化、配電自動化、配電線地中化等のための投資（修繕工事等を含む。）の増加（今後昭和63年度までの間合計で1兆円程度を目標）に努力するよう指導するとともに、一般電気事業会

社が今後必要とする設備投資資金を円滑に調達するため、その利付発行限度枠に係る所定の法律案を臨時国会に提出する。

また、ガス事業における保安の強化等のための投資（修繕工事等を含む。）の増加（今後3年間合計で1千億円程度を目途）に努力するよう指導する。

② 日本開発銀行の融資の活用等

民間設備投資促進のため、日本開発銀行等の融資の積極的活用を図るとともに、必要に応じ貸付枠の追加を行う。

③ 基盤技術開発の促進

民間における基盤技術に関する試験研究の一層の促進を図るため、昭和60年10月に発足した基盤技術研究促進センターを活用する。

(3) 個人消費の喚起

① 金融機関の自主性を尊重しつつ、消費者金融への積極的な取組みを要請する。特に、消費者ニーズにあった商品を金融機関の健全性に配慮しつつ提供するように要請する。

② 金融機関の週休二日制の拡大との関連にも配慮しつつ、現金自動支払機（C. D.）の国土曜休業日の稼働を行うとともに、営業日におけるC. D.の時間延長稼働を行うよう要請する。

③ カラーテレビ及び自動車について、割賦販売標準条件の緩和等を図る。

(4) 公共事業の拡大

公共投資については、次のとおり、総額1兆8千億円程度の事業規模の追加を行う。

① 一般公共事業についての国庫債務負担行為の活用を図る。

② 財政投融资の追加によって進捗する事業を有する公団等に対し、原資事情等を踏まえ、その追加を行うことにより、事業の推進を図る。

③ 災害復旧工事の速やかな実施を図る。

④ 地方単独事業について、地域の实情に応じ地方債の活用を図ること等により、下水道事業等の追加措置を含め、その円滑な施行を期待するものとする。

なお、大都市の下水道単独事業については、環境条件が整えば、政府保証外債の発行により低利資金の導入を行いうるものとする。

2. 今後推進する対策

内需拡大のため当面早急に実施する対策に加え、民間活力を十全に発揮させるため、今後引き続き、以下の諸対策を実施する。

また、民間部門の活力を発揮させるとの観点から、民間活力活用プロジェクトに関する環境整備、住宅建設、設備投資等に関する施策について、今後の予算編成、税制改正作業の過程の中で所要の手続を軽つつ検討を進める。

(1) 公共的事業分野への民間活力の導入

民間活力を活用して、関西国際空港や各地において実施されているテクノポリス等の地方におけるプロジェクトの着実な推進を図る。また、民間の資金、技術的経験及び経営能力を公共的事業分野へ導入することとし、立法措置を含め事業の効率的かつ円滑な実施を図るための所要の環境の整備を推進する。

(2) 規制緩和

規制緩和については、「当面の行政改革の具体化方策について」（昭和60年9月24日開議決定）において措置方針を定め、「許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案」（仮称）を臨時国会に提出するなど着実に具体化を図ることとしているが、民間経済活動に対する諸規制の緩和が事業機会の増加による内需拡大に役立つことにかんがみ、別紙1に掲げた諸措置を着実に実施する。

(3) 週休二日制の拡大

消費機会の増大を通じる内需拡大、ゆとりと活力のある経済社会の実現、先進国としてよりふさわしい労働条件の確保等の観点から、週休日等の年間休日日数が今後5年間で現在より10日程度増加するよう努めることにより、これを欧米主要国並みに近づけること等を目標として、別紙2に掲げた諸対策を着実に実施する。

(4) 国公有地等の有効活用

国公有地等の有効活用が良好な都市環境の形成、住宅建設等の促進に資するとの観点から、別紙3に従い、所要の措置を着実に実施することとし、特に土地信託制度については、国有地への導入を図るため、次期通常国会に所要の法律案を提出すべく準備を進め、公有地にあってもその導入について検討を進める。

3. 内需拡大に関する対策の実施に当たっては、内需拡大に関する作業委員会が継続的にそのフォロー・アップを行い、随時、経済対策閣僚会議に報告するものとする。